



5 農産第 2265 号
令和 5 年 9 月 7 日

北海道農政事務所生産経営産業部長
各地方農政局生産部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長
一般社団法人日本青果物輸出促進協議会会長
一般社団法人 全国中央市場青果卸売協会専務理事
一般社団法人 全国青果卸売市場協会事務局長
全国青果卸売協同組合連合会専務理事

殿

農林水産省農産局園芸作物課長

輸出向けの日本産青果物に係る残留農薬基準の遵守について（周知）

青果物の輸出に当たっては、輸出先国・地域（以下「輸出先」という。）の残留農薬基準に係る規則に従い、当該基準に適合した青果物を輸出する必要があります。

残留農薬基準や当該基準に係る分析部位については、設定する国・地域ごとの気候風土や病害虫の種類、食文化等の事情に基づき設定されます。

このため、我が国と輸出先では農薬成分ごとの残留農薬基準等が異なる場合があり、我が国の残留農薬基準に適合した青果物であっても、輸出先の残留農薬基準には適合しない場合があります。

また、輸出先における輸入時の検査において、残留農薬基準の不適合があった場合には、当該荷口の廃棄や積戻しが必要となるだけでなく、当該品目に係る検査抽出率の強化等の措置を講じられることがあるなど、我が国からの輸出全体に影響を及ぼす可能性があります。

このため、青果物の継続的かつ安定的な輸出を推進していくためには、

1. 各産地において予め輸出先を特定した上で、輸出先の残留農薬基準に適合した青果物を生産するとともに、防除等の生産履歴を記録及び保管すること、
2. 輸出に当たっては、必要に応じて残留農薬分析を行い、輸出先の残留農薬基準に適合した青果物であることを確認すること、

特に、輸出事業者等がやむを得ず国内消費用の青果物を輸出する際にあっては、残留農薬分析を実施するなど確実に確認すること、

3. 輸出先の残留農薬基準に適合した青果物であることが確認できない場合には、輸出は行わないこと、
- が重要です。

ついては、以上のことについて留意の上、輸出先の残留農薬基準の遵守が図られるよう、貴職から（貴管下関係機関又は貴会会員）等に対し、本趣旨の周知の徹底をお願いします。

なお、農林水産省では、我が国の栽培管理上必要な農薬であっても、輸出先で残留農薬

基準が設定されていない場合や、代替防除が困難である場合などには、輸出先に対し残留農薬基準の設定に係る申請の支援を行っています。

また、本通知をもって、「輸出向け日本産果実及び野菜に係る残留農薬基準の遵守について」（平成20年12月5日付け20生産第5123号農林水産省生産局生産流通振興課長通知）を廃止します。

（参考）

○諸外国における残留農薬基準値に関する情報（農林水産省 web サイト）

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html

○農薬の適正な使用（農林水産省 web サイト）

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/info.html

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_drift/index.html

○台湾の残留農薬基準値（台湾衛生福利部食品薬物管理署 web サイト）

<https://consumer.fda.gov.tw/Law/PesticideList.aspx?nodeID=520>

○台湾における残留農薬基準不合格事例（台湾衛生福利部食品薬物管理署 web サイト）

<https://www.fda.gov.tw/UnsafeFood/UnsafeFood.aspx>